

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務であって行政手続における特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「主務省令」という。）で定める事務その他規則で定める事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するものであって、主務省令で定めるものその他規則で定める情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第9号の条例の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準じた外国人に対する保護措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

3 市長	春日部市こども医療費の助成に関する条例（平成１７年条例第９６号）に基づくこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成１７年条例第９８号）に基づくひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	春日部市重度要介護高齢者手当支給条例（平成１８年条例第５号）に基づく重度要介護高齢者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成１７年条例第１０７号）に基づく重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例（平成１７年条例第２１３号）に基づく在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２（第４条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法に基づく保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）に準じた外国人に対する保護措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報、医療保険各法（健康保険法（大正１１年法律第７０号）、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）、私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）、国家公務員共済組

合法（昭和３３年法律第１２８号）、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）又は地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）に基づく医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）に基づく児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に基づく特別児童扶養手当の支給に関する情報、同法に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、児童手当法（昭和４６年法律第７３号）に基づく児童手当若しくは特例給付

		の支給に関する情報、介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に基づく自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
３ 市長	生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務に準じた外国人に対する保護措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給に関する情報、同法に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当法に基づく児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給に

		関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	春日部市子ども医療費の助成に関する条例に基づく子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の7に規定する他の法令に基づく給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
7 市長	春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に基づくひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	春日部市重度要介護高齢者手当支給条例に基づく重度要介護高齢者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は介護保険法に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
9 市長	介護保険法に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	則で定めるもの	
1 0 市長	春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例に基づく重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
1 1 市長	春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例に基づく在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
1 2 教育委員会	学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）に基づく医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	就学援助の実施に関する情報であって規則で定めるもの

別表第 3（第 5 条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるものの